

新型コロナウイルス感染症の日数計算と必要書類

■自宅療養（ホテル療養を含む）の場合

日数は、保健所発行の自宅療養証明書、医師の診断書、宿泊療養証明書に記載の療養開始日と療養終了日を元に計算いたしますが、これら以外の書類で保険金請求をされる場合は、厚生労働省が定めた自宅療養日数を適用いたします。この場合の日数計算、見舞金額、保険金請求に必要な書類は下表の通りです。

症状の有無	発症日と検査日の関係	有症状者の発症日、無症状者の検査日が 2022年9月6日以前の場合	有症状者の発症日、無症状者の検査日が 2022年9月7日以降の場合
症状あり	発症日より検査日が後の場合	待機日数：10日間 通院日数：0日間 合計：10日間（2万円） 必要な書類：①陽性を証明する書類*1	待機日数：7日間 通院日数：0日間 合計：7日間（2万円） 必要な書類：①陽性を証明する書類*1
	発症日＝検査日の場合	待機日数：10日間 通院日数：1日間 合計：11日間（3万円） 必要な書類： ①陽性を証明する書類*1 ②検査日を証明する書類*2 ③発症日を証明する書類*3 ※②③の添付がない場合は、通院日数0日間とし、合計10日間（2万円）とします。	待機日数：7日間 通院日数：1日間 合計：8日間（2万円） 必要な書類： ①陽性を証明する書類*1
無症状		待機日数：7日間 通院日数：1日間 合計：8日間（2万円） 必要な書類： ①陽性を証明する書類*1	待機日数：5日間 通院日数：1日間 合計：6日間（2万円） 必要な書類： ①陽性を証明する書類*1 ②検査日を証明する書類*2 ※②の添付がない場合は、通院日数0日間とし、合計5日間（1万円）とします。

*1 陽性を証明する書類（以下のうち、いずれか一点 コピー可）

- ・医師の診断書
- ・保健所発行の自宅療養証明書（自治体により名称が異なる場合があります）
- ・My HER-SYS の療養証明画面コピー
- ・コロナ治療薬が記載された処方箋・服用説明書
- ・保健所から陽性者に出された案内文(感染者の氏名、健康観察や生活支援の留意点などが記載)
- ・PCR 検査や抗原検査を実施する検査センター（医療機関以外でも可）の検査結果（市販の検査キットは除く）等
- ・医療機関等で実施された PCR 検査や抗原検査の結果がわかるもの

等

*2 検査日を証明する書類（以下のうち、いずれか一点 コピー可）

- ・保健所発行の自宅療養証明書（自治体により名称が異なる場合があります）（検査日の記載があるもの）
- ・診療明細書（医学管理料に「二類感染症患者入院診療加算」（外来診療・診療報酬上臨時的取扱を含む）が記載されたもの）
- ・PCR 検査や抗原検査を実施する検査センター（医療機関以外でも可）の検査結果で検査日が記載されたもの

等

*3 発症日を証明する書類（コピー可）

- ・上記*1 に記載の書類で「発症日」の記載があるもの

等

■入院の場合

医療機関発行の診断書または入院明細書
保健所発行の、新型コロナウイルス感染症に罹患し入院期間が記載されている書類
（いずれもコピー可）

等